

## ふれあい講師派遣事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、朝来市内で余興・スポーツ・講話・趣味活動等の特技のあるふれあい講師（以下「講師」という。）を地域のつどいの場に派遣することにより、介護予防もしくは地域活動の活性化を目的として取り組むふれあい講師派遣事業（以下「事業」という。）に関し、運営に必要な事項を定める。

### (利用対象)

第2条 この事業における利用対象は、市内の高齢者を中心とするつどいの場（以下「地域ミニデイ等」という。）とする。

### (実施方法)

第3条 派遣希望のある地域ミニデイ等は、各地域センターもしくは本部総合支援課の窓口にて、ふれあい講師（以下、「講師」という。）と調整後「ふれあい講師派遣事業利用申請書」（様式第1号）を提出するか、社協ホームページから「お家でカンタン!!オンライン申請」を送信するものとする。

### (講師への謝礼金)

第4条 この事業における講師への謝礼金は次のとおりとし、講師の登録については、別表1に定める。

- (1) 講師がグループの場合 1回当たり5千円
- (2) 講師が個人の場合 1回当たり3千円
- (3) 講師が専門職の場合 1回当たり6千円

2 謝礼金は、地域ミニデイ等に代わり社協から講師の指定口座へ振込する。

### (利用活動場所・派遣時間)

第5条 この事業における実施場所は、地域ミニデイ等を実施する市内の各地区とする。

2 講師派遣時間は、概ね45分とする。

### (実施報告)

第6条 実施後は、各地域センターもしくは本部総合支援課の窓口にて「ふれあい講師派遣事業報告書」（様式第2号）を提出するか、社協ホームページから「お家でカンタン!!オンライン報告書」を送信するものとする。

### (利用回数)

第7条 この事業の利用は、地域ミニデイ等1ヶ所につき10回までとし、同一講師への利用は年間3回までとする。

(2) 1日で利用できる講師派遣は、2組までとする。

(その他)

第8条 この事業に登録を申し出る講師は、営利目的として事業を実施してはならない。なお、登録後に営利目的が発覚した場合は、社協は登録を取り消すことができる。

2 営利目的とは、利益を得ることを目的にした活動のことをいう。実施事業の中での金銭授受もこれに該当する。

附 則

1. この要綱は、令和4年12月1日から施行する。
1. この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

## 別表 1

(講師登録について)

1 「ふれあい講師」として登録希望があった際に下記のとおり登録を行う。

ア) グループ：複数の登録希望者が、ふれあい講師として登録する場合

イ) 個人：個人の登録希望者が、ふれあい講師として登録する場合

ウ) 専門職：保健・医療・福祉の有資格者が、ふれあい講師として登録する場合

なお、保健・医療・福祉の有資格者とは、医師、保健師、看護師、理学療法、作業療法士、言語療法士、心理士、歯科衛生士、栄養士、薬剤師、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士等の医療保健福祉に関する国家資格を有する者